

ごみ出しのルールを守つて きれいな街に！

お問い合わせ

☎ 43-7049

環境課環境企画係

ごみは市の指定袋に入れて口をしつかり縛ってください。その際、傘と虫光管だけは、はみ出ても良いことにしています。

ごみ収集車の火災や処理場での爆発事故。また、ごみステーションでのごみ所トラブルなど、一つのルールを知らない、守らないことで重大な事故や事件につながることもあります。

ごみ出しのルールには主に「ごみステーションのルール」、「ごみ袋のルール」、「ごみ分別のルール」の3つがあります。効率的で安全なごみの収集、処理とごみを再生可能な資源とするための分別に、市民の皆さんのご理解とご協力をお願ひします。

ごみは8時30分までに 決められたごみステーションへ

ごみステーションは、町内会が市の承認を受けて設置し管理することになっています。

通勤途中に通りがかりのごみステーションにごみを置いていくなど、自分の住む町内以外のステーションに出すことは、重大なルール違反です。

また、収集車が来た後に出すなど、決められた時間までにごみが出されていないと、ステーションにごみが残ってしまいますので、8時30分までにごみステーションに出しましょう。

「ごみは分別して、決められた場所に、決められた時間までに」といふ、ごみステーションのルールを守りましょう。



ごみは指定袋で
出しましょう

家庭ごみは、一部のごみ(紙、スクランプ、指定袋に入らない破碎ごみ)を除いて、市の指定袋で出してください。レジ袋や肥料袋などは回収しません。

事業所のごみは ごみステーションに出せません



市に指定袋に入っていないごみがごみステーションに残されたままだと、衛生的にも見た目にも良くありません。「指定袋に入れてください。」のステッカーが貼られて残されたごみは、ごみの種類に応じた指定袋に入れて、出し直しましょう。

ごみステーションは、一般家庭から出されるごみ専用の置き場です。事業所や商店、飲食店などから出るごみは、収集の対象ではありませんので、ごみステーションに出さないでください。事業所などから出たごみは、直接処理場へ運ぶか、市が許可しているごみ収集業者に運搬を依頼してください。